

情報提供サービス FAQ

※令和2年4月1日(令和2年度受診分)からの生活習慣病予防健診申込書の廃止に関するFAQは、Q31以降に記載しています。

#	カテゴリ	質問事項	回答
Q.1	メニュー	健診機関名が文字化けしています。	外字と呼ばれる、パソコンに標準で搭載されていない文字や記号が健診機関名に含まれている場合、正しく表示されない場合があります。 ※健診対象者一覧内の外字については、「・(中点)」として表示されます。
Q.2	ログインパスワード	ログインパスワードを忘れてしまいました。	ログインパスワードが分からなくなった場合は、お手数ですがUSBトークンの交換が必要となりますので、協会けんぽ支部までご連絡ください。 (USBトークンの交換には1ヶ月程度の日数を要する場合があります。)
Q.3	ログインパスワード	ログインパスワードの有効期間はどれくらいでしょうか？	ログイン用のパスワードは3ヶ月周期(3月、6月、9月、12月)で強制的に変更をいただきます。ログイン時にパスワード変更画面が表示されますので、パスワード変更をお願いします。
Q.4	ダウンロードパスワード	ダウンロードパスワードを忘れてしまいました。	協会けんぽ支部までお電話でご連絡ください。
Q.5	ダウンロードパスワード	ダウンロードパスワードの有効期間はどれくらいでしょうか？	ダウンロードファイルへ付与するパスワードは、「設定時から1年間」となります。
Q.6	処理状況確認	処理状況確認画面からダウンロードするまでは、予定者名簿のステータスは出力済にならないのでしょうか？	処理状況確認画面で、正常終了した予定者名簿が出力済となります。
Q.7	処理状況確認	処理状況に表示期限等はあるのでしょうか？	処理状況の表示期限はありません。 ※なお、セキュリティの観点から、ダウンロードファイルについては、ダウンロード処理を行ってから1～2時間後に、処理状況確認画面からダウンロードできなくなります。また、ダウンロードしなかった場合も翌日にダウンロードできなくなります。
Q.8	処理状況確認	処理状況のステータス「エラー(対象0件)」はどういう意味でしょうか？	出力依頼に対して条件に合致するデータが無い場合となります。
Q.9	健診予約照会	健診予約照会画面で誤って予約キャンセルした場合、誰が予約キャンセルを行ったかわかるのでしょうか？ また、予約キャンセルを取り消すことはできるのでしょうか？	健診実施機関または協会けんぽ支部にてキャンセルされた予約情報の行は、背景色がグレーで表示されます。  【令和元年度以前の受診分】 予約情報変更画面・キャンセル画面での変更・キャンセルは可能です。 (令和2年3月31日まで可能) 誤って予約キャンセルしてしまった場合は、協会けんぽ支部までご連絡ください。 誤ってキャンセルした情報について、健診機関名、予約番号、事業所記号、被保険者番号等のキー情報を連絡いただければ対応可能です。  【令和2年度以降の受診分】 予約情報変更画面・キャンセル画面での変更・キャンセルはできません。

#	カテゴリ	質問事項	回答
Q.10	健診予約照会	申込情報のキャンセル処理を行った場合、処理結果が確認できるリスト等の出力ができないでしょうか？または、健診予約照会画面にてキャンセル処理の有無は確認できないでしょうか？（氏名が表示されないので誤ってキャンセル処理をしないよう確認したい。）	キャンセル処理結果のリスト出力機能はありません。 ただし、健診予約照会画面にて「健診予約状態」キャンセルのチェックボックスにチェックを入れて検索を行えば、キャンセル済みの予約情報が画面表示されます。
Q.11	健診予約照会	変更・キャンセルした情報の履歴を確認することはできますか？	変更・キャンセルの履歴を確認することはできません。
Q.12	健診予約照会	予約予定日経過後、予定日の変更は可能ですか？	【令和元年度以前の受診分】 可能です。（令和2年3月31日まで可能）  【令和2年度以降の受診分】 予約情報変更画面・キャンセル画面での変更・キャンセルはできません。
Q.13	健診予約照会	全く同じ予約情報が複数行表示されましたが、何故でしょうか？	請求に対する決済完了後、「取下げ請求」とその後の「再請求」を行った場合は、取下げ前の請求と再請求の情報が表示されます。 同一の健診結果に対する請求（取下げ請求は含みません）の数だけ、表示されます。  (例)請求①→決済→取下げ請求②→再請求③→決済 ・①と③の情報が表示されます。
Q.14	健診予約照会	「取下げ請求」「再請求」を行っていないのに全く同じ予約情報が複数行表示されましたが、何故でしょうか？	健診種別（「一般健診」「付加健診」「乳がん・子宮頸がん検診」「子宮頸がん検診（単独受診）」）の他に、任意検査（「肝炎ウイルス検査」）を同一受診日にて実施し、該当の健診結果登録を行った場合は、複数行同じ予約情報が表示されます。  (例)一般健診(①)と肝炎ウイルス検査(②)を同一受診日で請求 ・①と②の情報が表示されます。
Q.15	健診結果登録	健診の請求データを2回に分けて提出することは可能でしょうか？（例：7月健診実施分100件の内、90件を8月15日アップロードし、残り10件を8月15日以降アップロードできるか）	請求データを2回に分けて提出することは可能です。 ただし、請求データは健診結果データとセットでないと登録エラーとなる為、健診結果データも分けて提出する必要があります。
Q.16	健診結果登録	予約情報と請求データが相違している場合（予約情報は一般のみで請求データは一般＋付加であった場合など）、アップロード時にエラーとなるのでしょうか？	【令和元年度以前の受診分】 アップロード時は正常終了となりますが、協会けんぽ支部にて内容を確認の上、予約情報と請求データの相違があった際は、ご連絡差し上げる場合があります。  【令和2年度以降の受診分】 アップロード時は正常終了となります。

#	カテゴリ	質問事項	回答
Q.17	健診結果登録	「健診種類」「追加健診」について予約変更をしなかった場合、結果登録を正常に行うことはできないのでしょうか？	結果登録を正常に行うことができます。
Q.18	健診結果登録	健診費用請求時の健診日と予約時の健診予定日が違うとエラーとなりアップロードできないのでしょうか？ 健診予定日が変更になった場合、必ず変更処理を行わないといけないのでしょうか？	<p>【令和元年度以前の受診分】 同一年度内での日程変更であれば、予約情報変更画面より、健診予定日を変更しなくてもアップロードは可能です。 ただし、予約情報照会画面に表示される「申込者(対象者)資格」(資格有り/無し)は、健診予定日を基に判定していますので、健診予定日が変更となった場合は必ず変更処理をお願いします。(令和2年3月31日まで)</p> <p>【令和2年度以降の受診分】 健診費用請求時の健診日と予約(受診資格確認)時の健診予定日が相違してもアップロードは可能です。 予約情報変更画面・キャンセル画面での変更・キャンセルはできません。</p> <p>なお、予約内容(受診予定日・健診の種類)に変更があった場合は、再度、事前の受診資格確認を行うことは必須ではありませんが、健診日当日において、必ず保険証等により受診資格を確認してください。</p>
Q.19	予定者名簿取得	協会けんぽ支部にダウンロードパスワードを初期化してもらった後、予定者名簿取得を行った所、処理状況が「エラー」となっていました。	ダウンロードパスワードを初期化した当日に予定者名簿取得を行うとエラーとなります。 翌日以降に情報提供サービスへログインし、再度ダウンロードパスワードを設定した上で処理を行ってください。
Q.20	予定者名簿取得	予約情報変更画面・キャンセル画面にて、健診申込の変更またはキャンセルを実施しましたが、予定者名簿に変更が反映されません。いつ反映されるのでしょうか？	<p>【令和元年度以前の受診分】 予約情報変更画面・キャンセル画面にて変更・キャンセルした情報は、夜間メンテナンス時間中に反映されます。翌日以降に予定者名簿取得を実施してください。(令和2年3月31日まで可能)</p> <p>【令和2年度以降の受診分】 予約情報変更画面・キャンセル画面での変更・キャンセルはできません。</p>
Q.21	生活習慣病予防健診結果データ作成ツール	現行、電子カルテで作成した健診結果を生活習慣病予防健診結果データ作成ツールに取り込み、データ作成を行い、CD-Rにコピーして提出しています。同様に電子カルテからのデータ取り込みはできるのでしょうか？	生活習慣病予防健診結果データ作成ツールは変更ありませんのでこれまでと同様にデータ作成をすることが可能です。 これまでと同様に生活習慣病予防健診結果データ作成ツールにて作成したデータ(CSV)を健診結果登録画面から登録してください。

#	カテゴリ	質問事項	回答
Q.22	動機付け支援相当照会	昨年度積極的支援を終了しており、本年度の健診において、昨年度の数値より改善が見られているのに、動機付け支援相当判定が非該当となる方がいます。何故でしょうか？	再雇用などによって、対象者の事業所記号、被保険者番号が変更となった場合、昨年度受診を受けていても動機付け支援相当判定で非該当となるケースがあります。
Q.23	動機付け支援相当照会	以前に動機付け支援相当照会を行った際は、「該当」と表示されていたのに、再度照会を行った際には「非該当」と表示される対象者がいます。何故でしょうか？	動機付け支援相当を照会するタイミング次第で、「取下げ請求」とその後の「再請求」を行った場合や、昨年 <sup>の</sup> 指導が完了するなど対象者の登録データが変更された場合、動機付け支援相当照会の結果が変わる場合があります。
Q.24	動機付け支援相当照会結果取得	動機付け支援相当照会を複数回行ったのに、動機付け支援相当照会結果取得画面で照会結果を取得した際に、同一の対象者の結果が1件分しか取得できませんでした。何故でしょうか？	同一の対象者に対して、同日に複数回動機付け支援相当照会画面より動機付け支援相当照会を行った場合、最後に動機付け支援相当照会を行った結果のみ取得することができます。
Q.25	動機付け支援相当照会結果取得	動機付け支援相当照会結果取得画面でダウンロードできるファイルはどのような順番で表示されるのでしょうか？	動機付け支援相当照会結果取得画面でダウンロードできるファイルは次の項目を昇順で並び替えた順番で表示されます。 ①支部コード ②事業所記号 ③被保険者番号 ④受診年月日 ⑤確認年月日(照会実施日)
Q.26	利用環境	1回線で、2台の端末を使用し(IDは2つ)、同一データをそれぞれの端末にDLすることは可能でしょうか？	可能です。
Q.27	利用環境	情報提供サービスUSBトークンと医療機関用オンライン資格確認USBトークンを、同時に1つのパソコンで利用して支障はないのでしょうか？2つのポートに挿したまま運用する予定のため、不具合等が想定されるのであれば、確認させて欲しい。	製品仕様上USBトークンは2つ同時に使用できないため、情報提供サービスを利用する場合と医療機関用オンライン資格確認USBトークンを利用する場合は、それぞれのUSBトークンを抜き差しする必要があります。
Q.28	利用環境	USBトークンは挿しっぱなしにしても良いのでしょうか？	セキュリティ上および管理上の懸念があるため、USBトークンは使用後抜いて保管ください。

#	カテゴリ	質問事項	回答										
Q.29	その他	CSVファイルとはどのようなファイルを指しているのでしょうか？	<p>CSVファイルとは、「,(カンマ)」で値が区切られたテキストファイルの事です。 Microsoft Excelを使用して開く事で、「,(カンマ)」で区切られた値をセルにおさめることが可能です。</p> <p>CSVファイルをテキストで開いた場合： 1,2,3,4,5 3,4,5,6,7</p> <p>CSVファイルをExcelで開いた場合：</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	3	4	5	6	7
1	2	3	4	5									
3	4	5	6	7									
Q.30	その他	日付入力が存在する画面で、2019年5月1日以降を「平成31年」として入力が可能でしょうか？	<p>2019年5月1日以降の元号は「令和」、2019年4月30日以前の元号は「平成」でなければ利用できません。実在する日付を入力してください。</p> <p>例：検索日付：2019/04/01～2019/06/30の場合、検索日付を「平成31年04月01日～令和01年06月30日」と入力してください。</p> <p>また、年度検索については、「平成31年度」、「令和01年度」どちらも2019年度となるため、どちらを入力しても問題はありません。</p>										
Q.31	申込書廃止	令和2年4月1日受診分より、生活習慣病予防健診申込書が廃止されますが、情報提供サービス(健診機関向け)の機能については、変更されますか。	<p>生活習慣病予防健診申込書の廃止に伴い、情報提供サービスにおいて、以下の機能が追加または廃止(変更)となります。</p> <p>①受診資格確認機能を追加 ・健診実施機関において、受診資格の有無を確認できる機能を追加します。</p> <p>②予定者名簿の出力機能を追加(変更) ・健診実施機関において、①の確認結果から、予定者名簿を出力できる機能に変更します。</p> <p>③健診予約変更・キャンセル機能を廃止します。 ・令和元年度以前の受診分については、令和2年3月31日まで予約変更・キャンセルが可能です。 ・令和2年4月1日以降は、令和元年度受診分であっても、予約変更・キャンセルはできません。</p>										
Q.32	申込書廃止 (受診資格確認、受診資格確認一括)	情報提供サービスの受診資格確認機能における、資格情報はどれくらい前の情報が反映しますか。	情報提供サービスで受診資格確認を実施した場合に、確認結果(画面)や受診資格一括確認結果リストに出力される資格情報は、協会が保有している資格情報を即時で参照するため、協会の情報とのタイムラグはありません。										

#	カテゴリ	質問事項	回答
Q.33	申込書廃止 (受診資格確認、 <b>受診資格確認一括</b> )	①予定者名簿や②健診予約照会のデータ取得時において、いつの時点の資格情報(資格喪失等)が反映されるのですか。	①予定者名簿 健診実施機関が受診資格確認を行った時点で、協会が保有している資格情報が反映されます。そのため、受診資格確認を実施した後に資格喪失、その後、予定者名簿を抽出した場合は、資格喪失の情報は反映されません。  ②健診予約照会 検索ボタン押下時に、その時点で協会が保有している資格情報を参照し、結果に反映されます。
Q.34	申込書廃止 (受診資格確認)	情報提供サービスの受診資格確認(1件ごと)を実施すると、①予定者名簿の出力や、②健診予約照会に反映されますが、名簿や画面に反映されるまでに、どれくらいの時間がかかりますか。	①予定者名簿 受診資格確認(1件ごと)を実施し、資格確認結果画面に反映後、即時に、資格ありの対象者データが予定者名簿取得画面から抽出可能となります。(ダウンロードは処理状況確認画面から行います。)  ②健診予約照会 <b>予定者名簿取得画面から抽出可能となった日の翌日</b> に、資格ありの対象者データが反映します。
Q.35	申込書廃止 (受診資格確認 <b>一括</b> )	受診資格確認(一括)を実施すると、①受診資格一括確認結果リスト及び②予定者名簿が出力され、③健診予約照会画面に確認結果が反映されますが、それぞれリストや画面に反映されるまでに、どれくらいの時間がかかりますか。	①受診資格一括確認結果リスト 受診資格確認(一括)を実施した数分後(※1)に、処理状況確認画面からダウンロードすることができます。 <b>※1 システムの状況によっては、数分～数時間かかることもあります。</b>  ②予定者名簿 ①受診資格一括確認結果リストがダウンロード可能となった数分後(※2)に、予定者名簿取得画面から抽出が可能となります。(19:00以降や協会の非営業日に受診資格確認を行った場合は、翌営業日に抽出可能となります。) <b>※2 システムの状況によっては、数分～数時間かかることもあります。なお、システム混雑状況によっては、翌日以降となる場合があります。</b>  ③健診予約照会画面 <b>予定者名簿取得画面から抽出可能となった日の翌日</b> に、資格ありの対象者データが反映します。
Q.36	申込書廃止 (受診資格確認、 <b>受診資格確認一括</b> )	受診資格確認を実施した際、すでに受診済みである場合は、何らかのメッセージが表示されますか。	同一年度に同一健診について、健診結果・請求データを受付している場合、受診済みと判定され、受診資格確認を実施すると重複している旨のメッセージが表示されます。  ※健診結果・請求データの提出が遅れると、メッセージが表示されないため、重複受診となる可能性が高くなります。すみやかな提出をお願いします。

#	カテゴリ	質問事項	回答
Q.37	申込書廃止 (受診資格確認、受診資格確認一括)	受診資格確認を行った際、すでに他機関または自機関において、受診資格確認を実施済みの状態である場合、受診資格確認が重複している旨のメッセージ等が表示されますか。	受診資格確認を行った際に、すでに他機関または自機関において、受診済み(同一年度に同一健診について、健診結果・請求データを受付している場合)となっている場合は、メッセージが表示されますが、受診資格確認を実施済みの状態(受診資格確認を行ってはいないものの、健診結果・請求データを受付していない状態)である場合は、メッセージ等の表示はありません。
Q.38	申込書廃止 (受診資格確認、受診資格確認一括)	受診資格確認を実施した後、同一年度の同一対象者の重複できない健診の種類において、他機関で受診資格確認が実施された場合、予定者名簿に出力されませんが、健診予約照会画面には、どのように表示されますか。	受診資格確認後、他機関において、受診資格確認が実施された場合は、健診予約照会画面については、グレーアウトで表示され、予約情報一覧ファイルについては、「キャンセル」と表示されます。 自機関で受診する場合には、再度、受診資格確認を行うことで、正しく表示されます。
Q.39	申込書廃止 (受診資格確認一括)	受診資格確認(一括)の資格確認に必要な項目(保険者番号、保険証の記号番号、被扶養者番号(00)、生年月日、受診予定日、健診の種類)を満たしていない場合、資格確認結果は判定されますか。	必要な項目を満たしていない対象者が1人でもいる場合、当該ファイルのすべての対象者について、受診資格確認結果は判定できません。 アップロードファイル(受診資格一括確認データ)が既定のフォーマットに準拠していない場合、「受診資格一括確認フォーマットエラーリスト」へ、入力ファイルにおけるフォーマット不正および不正内容が出力されます。
Q.40	申込書廃止 (受診資格確認、受診資格確認一括)	情報提供サービスの受診資格確認を行った後、資格喪失等により資格情報が変更された場合、確認する方法はありますか。	受診資格確認の結果、出力される予定者名簿については、受診資格確認時の資格情報が記載されます。 その後、資格喪失等による資格情報の変更を確認する場合は、健診予約照会機能により確認するか、再度、受診資格確認を実施してください。
Q.41	申込書廃止 (受診資格確認、受診資格確認一括)	任意継続加入者や後期高齢者については、資格喪失予定日がありますが、情報提供サービスの受診資格確認機能においては、資格喪失予定日についても、資格有無の判定の対象となりますか。	受診資格確認機能にて、登録された健診予定日が、資格喪失予定日以降の場合、「受診資格なし」と判定し、メッセージを表示します。
Q.42	申込書廃止 (受診資格確認一括)	情報提供サービスの受診資格確認(一括)機能において、1ファイルで資格確認できる上限人数はどのくらいですか。	1ファイル当たり、最大3,000件です。
Q.43	申込書廃止 (処理状況確認)	受診資格一括確認結果リストや、予定者名簿の有効期間はどのくらいか。数日分まとめてダウンロードすることは可能か。	受診資格一括確認結果リスト及び予定者名簿については、現行の予定者名簿と同様に、抽出日の夜間に処理状況確認画面から削除されますので、抽出日のうちに処理状況確認画面からダウンロードする必要があります。(合わせてQ7のタイミングで削除されます。)

#	カテゴリ	質問事項	回答
Q.44	申込書廃止 (予定者名簿取得)	予定者名簿の出力契機はどのように変わりますか。	<p>現行では、事業主(加入者)から提出される申込情報を協会が登録することで、予定者名簿のデータを作成していますが、システムリリース日(令和2年2月25日)以降は、健診実施機関が受診資格確認を実施することで、資格ありの対象者データが予定者名簿に出力されます。</p> <p>なお、情報提供サービスが利用できない健診実施機関については、受診資格確認用データを協会支部へ提出頂くと、協会支部より受診資格一括確認結果リストを送付します。予定者名簿の利用も希望する健診実施機関に対しては、予定者名簿も併せて送付します。</p>
Q.45	申込書廃止 (予定者名簿取得)	健診結果・請求データを作成する際に、予定者名簿を利用していますが、予定者名簿のフォーマットは変更されますか。	<p>予定者名簿については、出力項目の増減によるフォーマット変更はありません。ただし、出力項目の名称および出力内容が一部変更されます。</p>
Q.46	申込書廃止 (利用環境)	情報提供サービスのUSBトークンを2つ保有している場合、一方で受診資格確認を行い、もう一方で請求データを作成しても問題はありませんか。	<p>同一の実施機関コードのUSBトークンであれば、受診資格確認を行ったUSBトークンと別のUSBトークンで請求データを作成しても問題はありません。</p>
Q.47	申込書廃止 (予定者名簿取得)	令和2年度以降、申込が未提出である令和元年度受診分の予定者名簿は出力できますか。	<p>令和2年4月1日以降、令和元年度受診についても受診資格確認を行う事で予定者名簿へ出力できます。</p> <p>なお、令和2年度以降の受診分と同様に、受診資格確認の結果に基づく情報が予定者名簿へ出力されます。</p>
Q.48	申込書廃止 (受診資格確認、受診資格確認一括)	翌年度の受診分について、いつから受診資格確認が可能となりますか。	<p>令和2年度受診分については、令和2年2月25日より可能となります。</p> <p>令和3年度以降の受診分についても、前年度の2月頃を予定しています。</p>
Q.49	申込書廃止 (受診資格確認、受診資格確認一括)	健診予約照会画面の健診予約状態については、「予約」「受診」「キャンセル」の選択肢がありますが、申込書廃止後は、どのような場合が「予約」「キャンセル」となりますか。	<p>令和2年2月25日以降、健診予約照会画面の「予約」「キャンセル」については、以下のとおり表示されます。</p> <p>「予約」:自機関で受診資格確認を実施した結果、資格ありの場合、「予約」状態となります。また健診結果を決裁後に健診結果を取下した場合も「予約」状態となります。</p> <p>「キャンセル」:「予約」状態になった後、同一対象者の重複できない健診について、他機関で受診資格確認が実施された場合、「キャンセル」状態となります。</p>